

北海道立道民活動センター条例施行規則運用方針

平成16年4月1日施行 平成17年4月1日改正
 平成18年4月1日改正 平成23年1月1日改正
 平成23年4月1日改正 平成23年6月1日改正
 平成23年9月2日改正 平成25年4月1日改正
 平成27年6月1日改正 平成28年4月1日改正
 令和2年4月1日改正

第3条（入館者の遵守事項等）関係

第3号

- 1 飲食に係る指定の場所とは、「ホールホワイエ」及び「展示ホール」とし、その他の室で飲食をする場合は届出を要する。
- 2 建物及び敷地内は、全面禁煙とする。

第6条（利用料金の還付の基準）関係

次の表の区分に従い、還付額の上限等を定める。

区 分		還付額の上 限 等
規則第6条第1号	災害等により利用者から予定した催事の開催を中止する旨の申し出があり、客観的な状況判断から事情やむを得ないものと認められる場合	利用料金の全額還付
規則第6条第2号	1 基本料金（延長料金を含み、設備等料金を除く。） (1) 利用の内容を変更するとき ア 変更前の基本料金と変更後の基本料金の差引きの結果、剰余が生じた場合 イ 変更前の基本料金と変更後の基本料金の差引きの結果、不足が生じた場合 (2) 利用の中止の申出があったとき	剰余額の5割還付 不足額の全額徴収 5割還付
	2 割増料金 営利又は営業で利用する場合や入場料又はこれに類するものを徴して利用する場合で、利用当日までに利用の内容の変更申請又は利用の中止の申出があったとき	

	(1) 利用の内容を変更するとき ア 変更前の割増料金と変更後の割増料金の差引きの結果、剰余が生じた場合 イ 変更前の基本料金と変更後の基本料金の差引きの結果、不足が生じた場合 (2) 利用の中止の申出があったとき	剰余額の 全額還付 不足額の 全額徴収 全額還付
規則第6条第3号	設備等料金	全額還付
規則第6条第4号	道の都合による取り消し	利用料金の 全額還付
規則第6条第5号	道民活動センターの利用状況及び利用形態等を勘案して施設の有効活用に支障がない場合 1 利用者の錯誤等やむを得ない事情により利用内容を変更するとき。 (1) 会議室及び研修室の利用であって、利用の開始日前30日以降に変更するときの基本料金 ア 変更前の基本料金と変更後の基本料金の差引きの結果、剰余が生じた場合 イ 変更前の基本料金と変更後の基本料金の差引きの結果、不足が生じた場合 (2) 会議室及び研修室の利用であって、利用の開始日前30日以降に変更するときの割増料金 ア 変更前の割増料金と変更後の割増料金の差引きの結果、剰余が生じた場合 イ 変更前の割増料金と変更後の割増料金の差引きの結果、不足が生じた場合 2 上記1以外の場合	剰余額の 5割還付 不足額の 全額徴収 剰余金の 全額還付 不足額の 全額徴収 5割還付

第7条 (利用料金の減免の基準) 関係

第1号

- 1 アに規定する「参加者が主として」とは、該当する者が参加者総数の過半数を占めることをいう。
- 2 アの(ウ)に規定する精神障害者で対象となる者は、道立文化施設又は札幌市立文化体育施設の利用に係る減免対象者証明書の交付を受けたものとする。
- 3 イに規定する「設置目的に沿った事業」とは、同条に規定する北海道立女性プラザ、北海道立アイヌ総合センター、北海道立生涯学習推進センター又は北海道立市民活動促進センター（以下「各センター」という。）を所管する部（教育委員会）（以下「所管部等」と

いう。)において予算上認められた事業であって、各センターが自ら行う事業及び所管部等から委託を受けて行う事業をいうとともに、指定管理者が管理する公の施設にあっては、道との協定書並びに要求水準等で指定管理者が行うべきこととされている事業をいう。

4 ウに規定する「知事が別に定める事業」とは、北海道財務規則第208条の6の公の施設以外の部分を行政財産の使用許可を受けて入居する団体が、所管部から委託を受けて行う事業をいい、理事会、評議員会等団体独自の事業を除くものとする。

5 エに規定する「その他知事が特別な理由があると認めたとき」とは、道民活動センタービルの管理運営上必要と認められる場合等をいい、個々の案件についてその都度協議するものとする。

第2号

ウに規定する「その他知事が特別な理由があると認めたとき」とは、清掃業務受託業者、物品納入業者及び工事関係業者等の施設の管理上必要と認められるものの車両が駐車場を利用する場合をいう。

第3号

1 イに規定する「その他知事が特別な理由があると認めたとき」とは、全道的に組織された公共的団体（社会福祉活動団体、生涯学習活動団体、女性活動団体、アイヌ文化活動団体及び市民活動団体に限る。）で過去3年間で道民活動センターの利用実績があり、次に掲げる件を満たす団体（以下「道民活動センター活動団体」という。）が各センターの設置目的に沿った事業又は社会福祉の発展に資する活動に関連した事業で利用する場合をいう。

ただし、過去3年間で道民活動センターの利用実績がない団体であっても、利用に当たって「道民活動センター活動団体」と同じ条件を満たすと所管部との協議により認められるものは同様とする。

- (1) 規約（団体の目的、組織等）を定めていること。
 - (2) 会員名簿があること。
 - (3) 予算・決算書を作成していること。
 - (4) 事業概要を作成していること。
 - (5) 団体活動が過去1年以上継続しており、将来も継続可能な団体であること。
 - (6) 組織及び活動に参加を希望する者が、新たに加わることが可能な団体であること。
 - (7) 団体の構成員が主として道民であり、道内を活動の拠点としている団体であること。
- 2 前項で規定する「設置目的に沿った事業又は社会福祉の発展に資する活動に関連した事業」とは、各センターの設置目的と合致する「道民活動センター活動団体」等の規約で規定された主な事業とする。
- 3 道民活動センター活動団体の認定又はその解除にあたっては、関係各部（委員会）との協議に基づき総務部行政局財産課において決定し、年1回、「道民活動センター活動団体名簿」を作成するものとする。